

# 広尾町議会 研修レポート用紙

議員名 志村國昭

研修等の名称：南十勝町村議会議員研修会（令和4年10月3日：中札内村）

「行政を動かす一般質問のポイント」

今回の研修に参加し、本町議会での質問、質疑、また一般質問における議員の発言などについて、多くの問題があると感じた。

1. 質疑：町会議規則第64条、

- ① 発言は、すべて簡明にするもの。議題外にわたり又その範囲を超えてはならない。
- ② 議員は、質疑にあたっては、自己の意見を述べることはできない。

2. 質問、質疑での心得

- ① ポイントの外れた質問、質疑をしない。②時間の無駄遣いをしない。
- ③ 自分だけでなく、住民の代表として分かりやすい質問、質疑をする。
- ④ 持論を長々と述べ、第三者から見て、執行側の答弁、補助員の説明が正当であると認められるにも係わらず同じ質問、質疑を繰り返す。

※本町議会では、これに当てはまる質問、質疑が頻繁にある。当選回数多く、他の議員の手本となるべき議員にその傾向が多いことに落胆している。

3. 一般質問：本町議会でよくある例だが、この研修では「適当ではない」とされた。

① 「多くの町民が・・・」という言葉をよく使う質問者がいる。ごく少数の住民意見

を、あたかも大多数の住民が「そう考えている」かのような言い回しで、調査もせず勝手な推測で、この言葉を使う。住民の範たる者である議員として議会の場で用いるのは間違いでないか。

② 質問を続けているうちに質問の主旨から横道に反れてしまい、時には抽象的で質問者にしかわからない言い回しになってしまい、意味不明の質問と受け止められる内容になることが多い。



③ 他団体での事例を持ち出し「自らの団体においても実施すべき」と毎回、同じパターンで要求する質問者がいる。言葉尻を捉えて、何度も何度もだらだらと質問を続け、執行側とのキャッチボールが繰り返されるが、時間の無駄を感じていないのか？疑問。

※研修では、「その団体では成功しても、自らの団体で成功するとは限らない。成功の保証がないにも関わらず、採り入れることを証拠、根拠に基づかず要求することは適当ではない。他町村は他町村であり、わが町に当てはまるとは限らない」とのことであった。

研修会での研鑽として、本町議会での質問、質疑、一般質問におけるルール違反は相当甚大な状況にあると感じた。

議長、特委の委員長の権限を行使し、会議の秩序、品位を保持することを望む。